

平成 2 8 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(1 2 月 定 例 会 議 事 録)

平成 2 8 年 1 2 月 5 日 (月) 1 3 時 3 0 分 ~
津山市役所 2 F 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 (3 0 名)

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	4 . 平 田 行 男
6 . 本 山 寛 文	7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修
10 . 植 本 幸 男	11 . 竹 内 隆 一	12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文
15 . 福 田 信 吾	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝	19 . 勝 山 修
20 . 井 家 上 淑 子	22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎	25 . 太 田 裕 恭
26 . 川 崎 久 夫	27 . 内 田 増 美	29 . 石 本 惠 二	31 . 小 島 仁 太 郎
32 . 池 田 幸 正	33 . 尾 島 宏 明	35 . 神 田 圭 介	36 . 寺 元 久 郎
37 . 河 本 廣 道	38 . 溝 口 節 子		

欠 席 委 員 (4 名)

14 . 坂 本 道 治	28 . 赤 堀 康 弘	30 . 南 都 芳 明	34 . 山 下 英 男
--------------	--------------	--------------	--------------

事 務 局 (1 0 名)

坂 手 局 長	松 岡 次 長	宮 野 主 任	藤 原 主 任
元 清 水 主 任	杉 井 主 事	三 宅 主 任	小 椋 主 任
池 上 主 任	安 藤 主 査		

議 事

- 議案第 67号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会処分)
- 議案第 68号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について
(委員会処分)
- 議案第 69号 農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について
(委員会処分)
- 議案第 70号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 71号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 72号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 73号 非農地証明願承認について
- 議案第 74号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの
判断について
- 議案第 75号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に対する非農地判断について
- 議案第 76号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 77号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第 78号 堀坂地区特定農用地利用規程に対する意見について
- 報告第 17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 18号 農地転用届出書の受理について
- 報告第 19号 農地改良届出書の受理について
- その他

議 事 録

別紙のとおり

(1 3 : 3 0 ~)

事 務 局 長

失礼します。

定刻となりましたので、只今から、平成 2 8 年 1 2 月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、委員 3 4 名中 2 9 名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により本会は成立致します。

なお、2 6 番川崎委員から遅参の連絡を、1 4 番坂本委員、2 8 番赤堀委員、3 0 番南都委員、3 4 番山下委員から欠席の連絡を頂いております。

また、二宮参与は、1 2 月定例市議会対応のため欠席させていただいております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により、以降の議事進行は日笠会長にお願い致します。

日 笠 会 長

ご苦労様でございます。だいぶ寒くなりましたけれども、体には十分気を付けてやってもらうよう宜しくお願いします。年の瀬になり、色々ありますが、宜しくお願いします。

それでは、今日の審議が速やかに行くように宜しくお願いします。

それでは、議事録署名人を私の方から指名させてもらうてよろしいか。

日 笠 会 長

はい。

3 3 番尾島委員さん、3 5 番神田委員さん宜しくお願いします。

日 笠 会 長

はい。

よろしく宜しくお願いします。

日 笠 会 長

川崎委員、遅参

それでは、議案に入らせて頂きます。

事務局 (津 山)

議案第 6 7 号農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

はい、失礼します。それでは、議案第 6 7 号の説明を致します。今回、津山地区から 9 件、加茂地区から 2 件、久米地区から 3 件の計 1 4 件の申請です。議案書のページで申しますと、1 ページから 3 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、津 1 - 1 についてですが、1 1 月の定例会で再調査となった案件です。1 2 月 1 日に溝口委員、大山委員の 2 名で現地調査を行って頂いております。

続きまして、津 1 - 2 についてですが、総社の 5 1 歳男性から、同じく総社の 4 2 歳会社役員男性への、増反による所有権移転です。耕作面積が下限面積に達してありませんが、本日の議案第 6 8 号津 1 - 1 0 の賃貸借権設定が承認されれば、下限面積を満たすこととなり、農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当しなくなるため、許可要件は全て満たしたことになると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津 1 - 3 についてですが、総社の 8 6 歳女性から、総社の 6 1 歳会社役員男性への、増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津 1 - 4 についてですが、靱保の 8 3 歳男性から、同じく靱保の 5 2 歳会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津 1 - 5 についてですが、荒神山の 9 9 歳男性から、同じく荒神山の農業を営む 4 8 歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て

満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-6についてですが、福井の83歳男性から、同じく福井の農業を営む70歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-7についてですが、河辺の87歳男性から、同じく河辺の53歳自営業男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-8についてですが、横山の66歳女性から、山方の農業を営む71歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-9についてですが、南さつま市の50歳男性から、大篠の農業を営む62歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

加2-1ですが、加茂町公郷の61歳の男性から加茂町公郷の67歳、会社役員
の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

続きまして加2-2ですが、加茂町原口の69歳の女性から、加茂町倉見の77歳、
農業の男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5-1は小田中の67歳無職の女性から、坪井下の68歳農業を営む男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。また、申請農地が不作付地のため、所有権移転後に農地の復旧を行う内容の農地復旧事業計画工程表の添付も受けております。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、久5-2は神代の71歳の農業を営む男性から、同じく神代の77歳農業を営む男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、久5-3は宮部下の79歳の農業を営む男性から、宮部上の58歳会社員の男性への贈与による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。議案第67号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査及び地元委員さんの説明をお願いします。

津1-1から津1-4まで説明致します。

まず、津1-1ですが、現地調査もしておりますので、併せて説明します。去る12月1日、溝口委員と事務局と計4名で現地調査を行いました。これは前回保留案件となったものでございます。場所は天神橋を八出方向に曲がりまして、すぐ西側です。土手の上手に農地が2反6畝あり、その西300m行った所に6畝ありまして、合計3反2畝あるということです。前は耕作されておらず、下限面積の3反を満たしていないということだったんですが、1日の調査ではきれいにトラクターで耕起され、農地として作付けできる状態でした。農地法第3条第2項のいずれにも当てはまっていないと思いますので、今回は許可できるのではないかと思います。

津1-2につきまして、農地は総社にありまして、この[]の場合、下限面積が少ないようにありますが、次の議案の68号の許可によってクリアされるものとなっています。

津1-3につきまして、片方は農業廃止ということで、問題はありません。

津1-4については、靱保ということで、大規模農道に近い所でございまして、83歳の方が労力不足ということで、若い方に譲渡するというので、問題ないと考えております。

日 笠 会 長
福 田 委 員

はい、ありがとうございました。続いて、3区の方。

津1-5について、説明します。ちゃんと農業をやっておられる方が買われるということなので、別に問題ないと思います。

日 笠 会 長
井 家 上 委 員

はい、ありがとうございました。4区の方。

20番井家上です。津1-6について、説明致します。これは国道429号の河内坂上という所を広野小学校の所に入りまして、200m程南に行った所なんですけど、ここの申請者の[]は定年退職後、本気で農業されています。譲り渡しをされる方は83歳になられまして、子どもさんも独立して、帰って農業は出来ないということで、田を荒らすようなことをするより、できる方に譲られたいという意向ですので、宜しく願います。

日 笠 会 長
目 瀬 委 員

はい、ありがとうございました。次の方。

それでは津1-7につきまして、ご説明申し上げます。譲受人の入り口のそばにある畑でございまして、畑として十分利用されるのではないかと思います。

日 笠 会 長
勝 山 委 員

はい、ありがとうございました。次の方。

19番勝山です。これは何も問題ないと思いますので、宜しく願います。

日 笠 会 長
長 森 委 員

はい、ありがとうございました。次の方。長森さん。

津1-9について、特段問題ないと思いますので、宜しく願います。

日 笠 会 長
竹 内 委 員

はい、ありがとうございました。6区の方。

加2-1、譲受人は農業に取り組んでおり、別段問題はありません。

日 笠 会 長
寺 元 委 員

はい、ありがとうございました。次の方。

加2-2ですけれども、譲受人は77歳と高齢ではありますが、元気でやっておられるので、問題ないと思います。

日 笠 会 長
河 本 委 員

はい、ありがとうございました。次の方。

37番河本です。津5-1について説明します。この方は定年退職をされ、農業をしっかりやっておられる方なので、問題ないと思います。

日 笠 会 長
植 本 委 員

はい、ありがとうございました。次の方。

10番植本です。久5-2について、説明します。この方も農業をしっかりされていますので、宜しく願います。

日 笠 会 長
光 成 委 員

はい、ありがとうございました。

13番光成です。久5-3について、説明します。この方は農業後継者ですので、宜しく願います。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第67号に対して事務局並びに現地調査、地元委員さんの説明がありました。津1-2につきましては、賃貸借権が承認

されましたら、承認ということですので、この場では保留とさせていただきます。
 あとは全部承認ということになりますが、皆さんこれに対して何かありますか。

*
 日 笠 会 長 ありません。

*
 日 笠 会 長 ありませんか。

*
 日 笠 会 長 はい。

*
 日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。
 多数、挙手

事務局（津山） はい、賛成多数という事でありがとうございます。
 議案第68号農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） はい、失礼します。それでは、議案第68号の説明を致します。今回、津山地区から1件のみの申請です。議案書のページで申しますと、4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
 津1-10についてですが、先ほどの議案第67号津1-2との関連であり、下田邑の64歳男性から、総社の42歳会社役員男性への、増反による賃貸借権設定です。耕作面積が下限面積に達しておりませんが、先ほどの議案第67号津1-2での所有権移転面積と併せれば、下限面積を満たすことになり、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当しなくなることから、許可要件は全て満たすことになると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。
 議案第68号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第68号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*
 日 笠 会 長 ありません。

*
 日 笠 会 長 ありませんか。

*
 日 笠 会 長 はい。

*
 日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。
 多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。そうしましたら、先程の議案67号の津1-2を承認とさせていただきます。
 議案第69号農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（勝北） はい、失礼します。議案第69号につきましては、今回勝北地区から1件のみの申請でしたが、本日取下げ書が提出されたため、議案の削除をお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。議案第69号については、事務局の説明がありましたが、取り下げということですので、宜しく願います。

*
 日 笠 会 長 はい。

事務局（津山） 議案第70号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） はい、失礼します。議案の説明の前に、1件取下げが出ましたので、議案からの削除をお願いします。6ページ、津1-1番、下高倉西の件が、取下げられましたので、削除をお願いします。それに伴いまして、合計欄の修正をお願いします。合計の2件を1件に、計2,499.52㎡を22.52㎡に、田2,477㎡を0㎡に修正をお願いします。繰り返します。津1-1番の削除と、合計欄の件数を1件に、計を22.52㎡に、田を0㎡に修正をお願いします。
 改めまして、議案第70号の説明を致します。今回、津山地区から1件のみです。議案書のページは、6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
 津1-2番・上横野の畑、22.52㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、墓地及び管理地です。転用事業者は、上横野にお住いの農業を営む男性です。現在、墓地がないの

で、墓地用地として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを設置し、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。議案第70号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第70号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*
日 笠 会 長 ありません。

*
日 笠 会 長 ありませんか。

*
日 笠 会 長 はい。

*
日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

日 笠 会 長 多数、挙手

事務局（津山） はい、賛成多数という事でありがとうございます。
議案第71号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） はい、失礼します。議案の説明の前に、1件取下げが出ましたので、議案からの削除をお願いします。7ページ、勝4-2番、大吉の件が、取下げられましたので、削除をお願いします。それに伴いまして、合計欄の修正をお願いします。合計の6件を5件に、計3,103㎡を1,177㎡に、田2,907㎡を981㎡に修正をお願いします。繰り返します。勝4-2番の削除と、合計欄の件数を5件に、計を1,177㎡に、田を981㎡に修正をお願いします。

改めまして、議案第71号の説明を致します。今回、津山地区から2件、勝北地区から1件、久米地区から2件の計5件です。議案書のページは、7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-1番・下高倉西の田、115㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しております。転用目的は、敷地の拡張で、施設の概要は、全高3m程度の車庫兼倉庫で、建蔽率は30%です。転用事業者は、下高倉西にお住いの建設業の男性です。現在申請地の北側に居住しており、敷地に車庫兼倉庫を建設しようと考えましたが狭く、申請地を購入し、車庫兼倉庫を建設するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、盛り土をし、雨水排水については、排水施設を設置し、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高倉土地改良区から、差し支えない旨の意見書と排水同意書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、津1-2番・檜の田、866㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、姫路市に本店を置く、資本金の額4,800万円の株式会社で、主な業務は建設業です。津山支店が中原にあります。支店の事務所の移動と業務規模の拡大をするにあたり、申請地西側隣接宅地を購入し、事務所の建設と資材置場の造成、申請地を駐車場に造成するため、転用するものです。現在の事務所を移転はしますが、資材置場はそのまま使用することです。転用にあたり、境界部分については、擁壁と水路を設置し、雨水を流し、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。塩池水利組合から、排水承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事務局（久米）

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5 - 1番・久米川南の畑、123㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、中島にお住まいの会社役員の女性です。申請者が代表を務める会社の事務所が、自宅も兼ねている事もあり、手狭となったため、転用地の隣接宅地を取得し、事務所兼作業場を建築し会社に貸し付けることとしましたが、既存の宅地のみでは駐車場敷地が足りないことから、当地を露天駐車場として転用し、併せて会社に貸すこととしたものです。転用にあたり、境界部分については、ブロック積を設置し、雨水については、ブロック積の内周に排水路を設け、既存の排水路へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。久米上水利組合から、差支えない旨の意見書の提出と、会社との貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、久5 - 2番・宮尾の畑、48㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、祭碑の移設です。転用事業者は、三鷹市にお住まいの会社員の男性です。現在、宮尾1307番地に、101㎡の墓地を所有しておりますが、岡山県による道路拡張のための用地買収にかかり、移転することが必要となったものです。面積が20㎡を超えておりますが、遺骨等は別の場所で供養し、今回の移転では、既存の墓石のみ移転することとあり、墓理法担当課にも確認しましたが、遺骨等は埋葬されないため、墓地には該当しないとの事から、問題ないものと考えます。転用にあたり、境界部分については、周囲をブロックで囲むことにより対処し、雨水については、砂利敷きにして自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。中須賀町内会から、差支えない旨の意見書の提出を受けております。収用に伴い県から代替地を取得するもので、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

議案第71号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

大 山 委 員

それでは、現地調査の説明をお願いします。

1区の大山です。津1 - 1については、12月1日私と溝口委員と事務局2名とで、現地に行きました。現地は農道の高倉の信号機のすぐ南です。先程、事務局より説明がありましたとおり、転用目的は敷地の拡張ということで、問題はないと思います。

日 笠 会 長
川 崎 委 員

はい、ありがとうございました。次は勝北をお願いします。

26番川崎です。現地調査を実施しまして、何ら問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長
松 岡 委 員

はい、ありがとうございました。次、お願いします。

8番松岡です。久5 - 1の件ですが、12月1日に光成委員と事務局と3人で現地を見に行きました。ここは畑で柿の木がありますが、特に着工もなく、何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

日 笠 会 長
光 成 委 員

はい、ありがとうございました。久5 - 2を。

13番光成です。現地も調査し、事務局の説明のとおり、問題ないと思います。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。議案第71号に対して事務局並びに現地調査の説明がありました。皆さんこれに対して何かありますか。

*

日 笠 会 長

ありません。

ありませんか。

*	日 笠 会 長	はい。
		それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
*	日 笠 会 長	多数、挙手
		はい、賛成多数という事でありがとうございます。
		議案第72号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局（津山）		はい、失礼します。議案第72号の説明を致します。今回、津山地区から1件のみです。議案書のページは、8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
		津1-3番・綾部の畑、543㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力22.0kw程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、綾部にお住まいの電気工事業の男性です。農業後継者もおらず、所有者が高齢となり介護施設を利用しており、その費用を捻出できるよう、息子である申請人が、太陽光発電施設を設置するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、現状のまま利用し、雨水排水については、パネルの傾斜部分に碎石を敷き、堰を設け、自然浸透を促し、さらに、盛り土を設け、その手前には雨水溜めを設け、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。綾部土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
		議案第72号の説明は以上です。
日 笠 会 長		はい、ありがとうございました。今議案第72号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。
*	日 笠 会 長	ありません。
		ありませんか。
*	日 笠 会 長	はい。
		それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
*	日 笠 会 長	多数、挙手
		はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
		議案第73号非農地証明願承認について上程します。筆頭者の方、説明をお願いします。
大 山 委 員		津1-1についてご説明致します。現地は総社の山の高い所に位置するような所でございまして、上原さんというのは先程も出てきましたが、現在高齢のため、10年以上前から、ほとんど自分の農地を耕作していないということで、何筆かありますが、原野化の一途をたどっているということで、今から、農地として耕作するのは、到底無理と判断しました。
日 笠 会 長		はい、ありがとうございました。
鈴 木 委 員		津1-2です。23番鈴木です。傾斜地で長年、法面として管理しているということなので、宜しく願います。
日 笠 会 長		はい、ありがとうございました。
福 山 委 員		22番福山です。津1-3について、説明します。上の土地は息子の家を新築した時に浄化槽を設置してしまったということで、どうにもできません。下の土地は兼業で工務店をされている関係で、農機具の他に資材とかも置いているようです。昭和57年頃からということなので、致し方ないと思いますので、宜しく願います。
日 笠 会 長		はい、ありがとうございました。
只 友 委 員		12番只友です。加2-1、加2-2ともに現地確認の際、現地及び周辺に疑問点等はありませんでした。宜しく願います。

日 川	笠 崎	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 勝4-1を説明します。これは親父さんの代に宅地を新築する際に取り込んでしまっ て、どうにもできない状況になっていますので、宜しくお願いします。	
日 植	笠 本	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 久5-1を説明します。10番植本です。備考欄にありますように、上の土地は 昭和60年頃に車庫を建ててしまったということです。下の土地については、土質 がちょっと悪いんで、亡き父が桜を植えたということでございます。止むを得ない と思いますので、宜しくお願いします。	
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第73号に対して、筆頭者の方の説明が ありましたが、これに対して何かありますか。	
	*			ありません。	
日	笠	会	長	ありませんか。	
	*			はい。	
日	笠	会	長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。	
	*			多数、挙手	
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第74号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か の判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。	
大	山	委	員	1区の大山です津1-1について、説明します。十数年前から耕作をしていない ということで、現在原野化しているという状況でありまして、復旧するには困難な 状況であります。宜しくお願いします。	
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。福田さん。	
福	田	委	員	現地は一方の桃の選果場跡があるんですが、そこを左に入った所ではありますが、 場所も特定できないくらい近寄れない場所です。そういう状況なので、宜し くお願いします。	
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。井家上さん。	
井	家	上	委	員	20番井家上です。津1-3について説明致します。広野小学校から1,000m程 南に入った所なんですけれども、現在申請の方は京都の亀岡の方に住んでいらっ しゃいまして、実家の土地になっております。毎年1、2回帰って畦畔とかは刈っ ておられた様ですが、年々高齢になって帰ってくるのも億劫になってしまっ て、今では原野化したような状態です。農機具も持ってない状態です。これ以上 は耕作もできないように思います。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。	
勝	山	委	員	19番勝山です。津1-4についてと津1-5について、説明致します。どちら もリージョンセンターから東へ約900m行った所です。草が生えて、笹が覆って もうどうにもならんという状態ですので、宜しくお願いします。 津1-6についても、笹が覆ってどうにもならんという状態ですので、宜しくお 願いします。	
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。	
只	友	委	員	12番只友です。加2-1と加2-2について、どちらも現地を確認致しまし た。復旧は困難と思います。宜しくお願いします。	
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第74号に対して、筆頭者の方の説明が ありましたが、これに対して何かありますか。	
	*			ありません。	
日	笠	会	長	ありませんか。	
	*			はい。	
日	笠	会	長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。	
	*			多数、挙手	
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。	

議案第75号再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に対する非農地判断について
 上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） はい、失礼します。議案第75号の説明を致します。議案書のページは、13ページです。

先月までに御連絡させて頂いておりましたとおり、今まで農地利用状況調査をした結果を持って、各地区で協議して頂き、非農地と判断してもやむを得ない農地について、今回一括して非農地判断頂く議案として審議頂くものです。

13ページには、各区ごとに対象筆の筆数及び面積を記載しており、対象農地の各筆明細は、別添でお示しさせて頂いておりますが、全体として、10,364筆、5,991,665.65㎡、内農振農用地が、944筆、764,663.68㎡となっております。

議案第75号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。それでは各区の委員さんお願いします。1区から。

大山委員 1区の大山です。先程説明がありました。農地利用状況調査の結果、別添記載の筆は既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれず、再生利用が困難な農地であるとやむを得ず判断したものですので、よろしく御審議をお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。2区の方。

神田委員 2区運営委員の神田です。今言われたとおり、私どもの地区も相当荒れていますので致し方ないと思います。

日笠会長 はい。それでは3区の方。

福田委員 見たとおりでございます、致し方ないのではと思います。この中から2、3筆程中間管理機構に貸してみんか、というのがあるので、そこはもう1度しっかり確認してみます。

日笠会長 ありがとうございます。続いて4区の方。

目瀬委員 4区の運営委員の目瀬です。皆様方が判断されたことと同様でございますが、もうどうしようもないという農地を判断しました。宜しくお願いします。

日笠会長 では、5区の方。

池田委員 調査の結果でございますので、宜しくお願いします。

日笠会長 では、6区の方。

寺元委員 運営委員の山下委員が休まれていますので、代わりに申し上げます。36番寺元です。どうにもならない農地を判断していますので、宜しくお願いします。

日笠会長 今度は7区の方。

平田委員 赤堀委員が本日欠席ですので、7区を代表して申し上げます。4番平田です。皆さんが言われたように、調査した結果、農地として再生は困難になっていますので、宜しくお願いします。

日笠会長 8区。太田さん。

太田委員 8区の太田です。再生利用が困難な土地ですので、致し方ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今それぞれの区の委員さんから説明がありましたが、これについて何かありますか。

光成委員 ちょっとよろしいですか。

日笠会長 はい。

光成委員 参考までに約600haというのは、全体はなんぼあるのかな。全体の何%ぐらいあるん。

事務局次長 失礼します。今津山市で農地としてカウントしている面積が全体でおよそ5,750haです。

光成委員 5,700haに対してじゃけん、1割ぐらいあるんじゃない。

事務局次長 そうですね。約1割です。

光 成 委 員	わかりました。
日 笠 会 長	他にありますか。
*	ありません。
日 笠 会 長	よろしいか。
*	はい。
日 笠 会 長	はい、賛成の方は挙手をお願いします。
*	多数、挙手
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
事務局（津山）	議案第76号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。
	はい、失礼します。それでは、議案第76号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。
	今回の利用権設定は、14ページの表にありますように、田48,417㎡、畑2,909㎡、計51,326㎡です。筆ごとの権利の内訳は、15ページから16ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区7件、加茂地区3件、阿波地区2件、勝北地区2件、久米地区1件の計15件です。
	以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第76号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第76号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。
*	はい。
日 笠 会 長	よろしいか。
*	はい。
日 笠 会 長	はい、賛成の方は挙手をお願いします。
*	多数、挙手
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
事務局（津山）	議案第77号農用地利用配分計画案に係る意見について上程します。事務局簡単に説明願います。
	はい、失礼します。それでは、議案第77号の説明を致します。議案書のページは17ページから18ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
	この件につきましては、11月の定例会で、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が利用権設定の承認を得て中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、津山市が農用地利用配分計画案を作成するにあたり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。
	今回の配分計画案では、18ページの明細に記載のとおり、農地所有適格法人である法人への配分計画案となっており、問題ないものと考えます。議案第77号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第77号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。
*	はい。
日 笠 会 長	よろしいか。
*	はい。
日 笠 会 長	はい、賛成の方は挙手をお願いします。
*	多数、挙手
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
事務局（津山）	議案第78号堀坂地区特定農用地利用規程に対する意見について上程します。事務局説明願います。
	はい、失礼します。それでは、議案第78号堀坂地区特定農用地利用規程に対す

る意見について説明を致します。議案書のページは19ページとなります。

まず、2の概要欄をご覧ください。この件につきまして、堀坂地区の農用地利用改善団体である「堀坂農用地利用組合」が平成18年に定め、平成23年に更新した「堀坂地区特定農用地利用規程」について、その有効期間が5年間であり、この12月で効力を失うため、津山市に対して再認定を申請したものです。

再認定の申請理由については、3の欄に記載しておりますように、堀坂地区の圃場整備事業を契機として取り組みを始めた当事業について、継続して取り組むためであり、津山市が特定農用地利用規程を認定するにあたっては、農業委員会の意見を聞くべきものとして、農業経営基盤強化促進法に定められていることから、意見照会があったものです。

特定農用地利用規程については、別添資料のとおりです。主な内容は、その区域、作付地の集団化の促進、農作業の効率化の促進、担い手として「農事組合法人アグリ堀坂」を位置付ける等、堀坂地内の農地の有効利用と農業経営の改善の促進を図るための取り決めとなっております。

なお、平成23年に定められたものと、今回の規程の相違点は、4に記載のとおり、作業受託面積に関する事項となっております。

議案第78号についての説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第78号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。

* はい。

日 笠 会 長 よろしいか。

* はい。

日 笠 会 長 はい、賛成の方は挙手をお願いします。

* 多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

報告第17号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。

事務局（津山） はい、失礼します。それでは、報告第17号について説明します。議案書のページは20ページから21ページです。今回は、相続によるものが5件21筆となっております。

1-3、1-4については、現況が一部無断転用、雑草繁茂などの農地がありましたので、適正な管理や適正な手続きをとるよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。報告第17号の説明は以上です。

日 笠 会 長 続いて、報告第18号農地改良届出書の受理について、報告第19号農地転用届出書の受理について一括して説明して下さい。

事務局（津山） はい、失礼します。報告第18号と19号の説明を一括して説明致します。議案書のページで申しますと、20ページです。今回は、改良届が2件、転用届1件です。

まず、改良の1-1番は、田から畑にするため、盛り土を行うというものです。1-2は、湿田のため、土壌を改良するというもので、地元委員の指導により提出されたものです。

転用の1-1番は、広野保育園の東側法面の法肩、及びフェンス崩落防止のための擁壁工事の進入路として使用するもので、一時転用となり、期間は平成28年10月27日から、平成29年2月28日で、地元委員の指導により提出されたものです。

報告第18号、19号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

* これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。

ありません。

日 笠 会 長 * 日 笠 会 長 事 務 局 次 長 日 笠 会 長 事 務 局 次 長	ありませんか。 はい。 無い様でしたら、事務局の方からお願いします。 ありません。 それでは、次回の開催連絡をお願いします。 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の1月の定例委員会ですが、1月10日火曜日午後4時00分より、志戸部にあります津山陸上競技場の北側、大字で申しますと勝部になりますが、スポーツロッジ弥生荘で行います。繰り返し申し上げます。次回の1月の定例委員会ですが、1月10日火曜日午後4時00分より、勝部にありますスポーツロッジ弥生荘で行います。 これは、11月の定例委員会で、1月定例委員会の終了後、新年会を開催することが決定されましたので、それに合わせた開催時刻・場所となっております。 いつもと場所が違いますが、お間違えの無いようよろしくお願い致します。 それに伴います現地調査ですが、1月5日木曜日午前9時30分より各地区で行っていただきたいと思えます。各地区の担当委員さんを申し上げます。 津山地区につきましては、15番福田委員さん、16番長森委員さん、18番森本委員さんでお願い致します。 加茂・阿波地区につきましては、30番南都委員さん、34番山下委員さん、36番寺元委員さんでお願い致します。 勝北地区につきましては、27番内田委員さん、28番赤堀委員さん、33番尾島委員さんでお願い致します。 久米地区につきましては、25番太田委員さん、37番河本委員さん、8番松岡委員さんでお願い致します。 次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。 それでは、これをもちまして12月の定例委員会を閉会と致します。ご苦労様でした。 お疲れ様でした。
木 下 会 長 代 理 *	

(1 4 : 2 5 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
